

令和2年度ふぐ処理師試験問題（衛生関係法規）

※受験番号を記入してください。

※解答は解答欄に記入してください。

受験番号	
得点	

問1

次の(1)～(4)は、「食品衛生法」第6条の抜粋であり、販売、製造、加工、使用、調理、陳列等が禁止されている食品や添加物に関して述べたものです。()の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) (ア)し、若しくは変敗したもの又は(イ)であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- (2) 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは(ウ)し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- (3) (エ)により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
- (4) 不潔、異物の(オ)又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

問1 解答欄

ア	⑨
イ	②
ウ	⑦
エ	⑥
オ	⑤

①細菌 ②未熟 ③有害 ④成熟 ⑤混入 ⑥病原微生物 ⑦付着
⑧汚染 ⑨腐敗

問2

次の(1)～(5)は、「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則」第28条で規定された、ふぐの処理が適切に行われたことを確認するために記録すべき事項です。()の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) (ア)としたふぐの種類
- (2) 処理をした(イ)又は(ウ)の住所及び氏名
- (3) 処理をした年月日
- (4) (エ)を原料としたものにあつては、漁獲された海域
- (5) (オ)を行った加工製品にあつては、マウス毒性試験の方法による毒性検査の結果

問2 解答欄

ア	④
イ	⑨
ウ	⑩
エ	⑦
オ	⑧

①燻製処理 ②くさふぐ ③調理師 ④原料 ⑤廃棄 ⑥加工業者
⑦なしふぐ ⑧塩蔵処理 ⑨ふぐ処理師 ⑩認証業者

※解答は解答欄に記入してください。

得点	
----	--

問3

次の「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」に定めるふぐ処理師と認証営業者が行わなければならない申請手続き等に関する記述について、()内に入る適当な語句を下記の語群から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 免許証の氏名を変更したときは、免許証の(ア)を申請する。
- (2) 免許の取消しを受けたときは、免許証を(イ)する。
- (3) ふぐ取扱い営業を営もうとする者が、知事に申請して認証を受けるためには、(ウ)が認証を受ける施設に(エ)していることが必要となる。
- (4) ふぐ取扱い営業を廃止した時は、(オ)する。

問3 解答欄

ア	⑥
イ	⑤
ウ	⑦
エ	⑧
オ	⑩

- | |
|--|
| ① 認証書を廃棄 ② 再交付 ③ ふぐ調理経験者 ④ 登録 ⑤ 返納
⑥ 書換交付 ⑦ 専任のふぐ処理師 ⑧ 従事 ⑨ 新規交付 ⑩ 認証書を返納 |
|--|

問4

次の「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」に関する記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (ア) ふぐ処理師は免許証を携帯し、ふぐ取扱いに従事しなければならない。
- (イ) ふぐの毒性のある部分は、一定の専用容器に收容し、食用に供されないよう完全に処分しなければならない。
- (ウ) 知事は、ふぐ処理師が大麻の中毒者であるとき、免許を取り消すことができる。
- (エ) 認証営業者の地位を承継したときは、知事に新たに認証申請を行い、再度認証を受けなければならない。
- (オ) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第7条で定める都道府県でふぐ処理師免許を受けた者が、当該都道府県で処理したふぐは、鳥取県のふぐ処理師が処理の確認をしなくても食用として販売できる。

問4 解答欄

ア	○
イ	○
ウ	○
エ	×
オ	○